

2024年10月24日

東北大学大学院法学研究科学生等支援基金

在外研究報告書

法学研究科長 殿

職名 准教授

氏名 大谷 祐毅

1. 研究期間： 2022年9月8日～2024年9月7日（2年）
2. 研究場所： パリ第2パンテオン・アサス大学（Université de Paris-II Université Panthéon-Assas） パリ犯罪学・刑事法研究所（Institut de criminologie et droit pénal de Paris (ICP)） （受入教員：Didier REBUT 教授，Édouard VERNY 教授）
3. 研究テーマ： 刑事手続法における国際法・国際人権法の意義と役割
4. 研究報告・研究実績 (1) 本在外研究では、刑事手続法における国際法・国際人権法の意義と役割について、欧州連合法や欧州人権条約の影響を受けつつ国内法の改革が進められてきたフランスにおける議論を研究し、我が国刑事手続法学に還元可能な知見を得ることを目指した。 (2) フランスでは、1989-90年の「刑事司法と人権」委員会による報告書（いわゆるデルマス＝マルティ報告書）を契機として、欧州連合法や欧州人権条約の影響を受けつつ、刑事訴訟法典の重要な改正が相次いで行われているところ、中でも特に重要なものの一つとして、警察留置（garde à vue）制度の改革及びそれに引き続く任意尋問（audition libre）に関する法整備が挙げられる。 フランスの警察留置制度の改革を促す直接の契機となったのは、欧州人権裁判所のいくつかの判例であった。欧州人権裁判所は、2008年の <i>Salduz c/Turquie</i> において、「公正な裁判を受ける権利が十分に実効的であるために、欧州人権条約6条1項は、……原則として、警察による最初の尋問の時点から、弁護人へのアクセスが認められるべきことを求めている」とした上で、「弁護人へのアクセスがない警察による尋問中になされた負罪供述を有罪判決のために用いられた場合には、原則として、防御側の利益は修復しがたいほどに損なわれることになる」とした。さらに2010年には、フランスが当事国となった <i>Brusco c/France</i> において、同様の一般論が述べられた上で、警察留置後一定時間経過した

ければ弁護人へのアクセスができなかった当時のフランスの警察留置制度について、欧州人権条約 6 条 1 項の要請に反するものであると明確に示された。

フランス国内においても、Brusco 判決と前後して、当時の警察留置制度の下では実効的な弁護人の援助を受ける権利の保障が十分ではなく違憲であるとの憲法院の判断 (Décision n° 2010-14/22 QPC du 30 juil. 2010 du Conseil Constitutionnel) や、さらに、上述の欧州人権裁判所判例等を参照し、欧州人権条約 6 条 1 項や 3 項に反するとの破毀院の判断 (Crim., 19 oct. 2010, trois arrêts, Bull. crim. n° 163 à 165 ; Ass. Plén. 15 avr. 2011, quatre arrêts, Bull. ass. plén., n° 1 à 4.) も示されることとなった。

こうして、欧州人権条約、特にその 6 条 1 項の保障する公正な裁判の原理は、フランス国内での改革を迫る「圧力」となり、2011 年には、警察留置制度を改革する立法が実現することとなった。これにより、原則として、警察留置の開始後 2 時間は取調べを開始することができないこと、その後行われる尋問に弁護人は立会うことができること、当該事件の記録 (の一部) にアクセスできることなどが規定された。

また、この立法の過程では、改革によって事件の解明率が低下すること等に対する懸念も表明されていたところであり、実際に、警察留置制度の改革後、警察留置に付すことなく被疑者を取り調べる「任意尋問」を行う実務がしばしば見られるようになった。しかし、このような「脱法的」ともとれる実務については、2014 年の刑訴法の改正によって、任意尋問の際には、尋問に弁護人が立会う権利を含む諸権利を告知すべきことなどの権利保障が設けられることとなり、こうして、警察留置制度を含めて、欧州人権条約に適合的な、警察段階での被疑者尋問の制度の構築が実現することとなった。そしてその後も、警察留置制度や任意尋問に関しては、現在まで、欧州人権条約や欧州連合法に基づく要請に適合するための数次の改正がなされている。

(3) こうしたフランスにおける改革の動向からは、刑事手続に関して、欧州人権条約 6 条 1 項の公正な裁判の原理を中核に、いわば「欧州標準」ともいうべき要請が存在しており、それがフランスなどの締約国に対して大きな影響力を持っていること、そしてそれにより締約国各国が改革を進めることが、さらにまた「欧州標準」の存在感を強めることを見てとることができる。

このことは、欧州人権条約を原動力とするものにとどまらない。国際的な協力が不可欠な組織犯罪対策や環境犯罪対策などの分野では、欧州連合法が大きな役割を果たしており、また、欧州逮捕状の制度や欧州検察局の創設なども、「欧州標準」とも言うべき要請を基礎付ける要因となっているといえよう。

(4) 以上に述べたところは、フランスあるいは欧州において、刑事手続分野で国際法・国際人権法がどのような意義と役割を持っているか・持ち得るかという問いに対する十分な回答とはなお言えず、引き続き、ここで挙げた警察留置制度等の改革のほか、様々な領

域に関して多角的に調査・検討を進める必要がある。

<在外研究に基づく研究成果発表（論文・口頭報告等）>

今後は、在外研究中に行った調査・検討についてまとめるとともに、さらに同様の調査・検討を続けて、これらを随時公表する予定である。またさらに、長期的には、これらの研究を総合し、刑事手続法における国際法・国際人権法の意義と役割について、我が国刑事手続法学に還元可能な知見を得て、論文・書籍としてまとめたいとも考えている。